

2016年総合生活改善の取り組み【拡大戦術会議登録組合(12組合)】

要求・回答(賃金・一時金・非正規・企業内最低賃金)

組合名	基礎				要求						回答					
	年齢	勤続	扶養	組合員数	平均賃上げ	非正規労働者の 取り組み・ 企業内最低賃金 *1	個別賃金	一時金(カ月)			平均賃上げ	非正規労働者の取り組み・ 企業内最低賃金	個別賃金	一時金(カ月)		
								年間	夏	冬				年間	夏	冬
歳	年	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
トヨタ	38.4	17.3	1.0	61,335	10,300円 (内、賃金制度維持分7,300円)	○	361,820	7.1	4.1	3.0	8,800円	・60歳以降再雇用:一般組合員の交渉結果に連動した賃金・賞与。 ＜参考＞定年時資格・職種がEX級・技能職の場合、月給1,900円の賃金引き上げ ・パートタイマー:一般組合員の交渉結果に連動した賃金・賞与。 ＜参考＞時給10円の引き上げ ・シニア期間従業員:処遇改善の観点から日給150円の引き上げ。 なお、組合の要求ではないが、シニア期間従業員の交渉結果を踏まえ、一般期間従業員についても、日給を150円引き上げ。	360,300	257万円	148万円	109万円
日産	41.8	19.2	0.8	19,828	平均賃金改定原資(9,000円)	○	(350,100) *2	5.9	-	-	平均賃金改定原資(9,000円)	60歳以降再雇用:一般従業員に準じ年間収入改善を行う 契約社員:一般従業員に準じ年間収入改善を行う	(350,100) *2	2,255,100円 (5.9ヵ月)*3	-	-
本田技研	42.5	20.4	1.2	35,981	3,000円	○	356,475	5.0+0.8	2.8	3.0	1,100円	嘱託従業員:等級・号数で賃金算出されている嘱託従業員のベースアップを行う。	354,475	5.8ヵ月 (2,201,000円)*3	2.8ヵ月 (1,063,000円)*3	3.0ヵ月 (1,138,000円)*3
マツダ	38.4	16.2	1.2	18,799	賃金引上げ3,000円	○	○	5.7	2.85	2.85	賃金引上げ1,200円	＜60歳以降再雇用＞ 賃金引上げ:一般組合員への回答の趣旨を踏まえ、要求への対応方法については別途協議。 年間一時金:水準・配分は、一般組合員に連動する。特別協力金支給額は別途協議。 ＜期間従業員・契約社員＞ 賃金引上げ:一般組合員への回答の趣旨を踏まえ、要求への対応方法については別途協議。 年間一時金:妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に12,500円を乗じた金額を特別手当に加算する。特別協力金支給額は別途協議。	別途確定	5.6ヵ月 上記に加えて特別協力金として一人一律30,000円を支給する	-	-
三菱自工	39.2	15.5	1.0	11,335	賃金改善分3,000円	○	321,700	5.5	2.7	2.8	賃金改善分1,100円	60歳以降再雇用者については 処遇の改善を検討・実施	別途確定	5.5ヵ月	2.7ヵ月	2.8ヵ月
スズキ	37.9	15.6	1.0	15,397	賃金制度維持(昇給制度維持) +賃金改善分3,000円	○	○	5.8	2.9	2.9	昇給制度維持分の昇給と賃金改善を実施する。 賃金改善分は組合員1人平均1,200円。	企業内最低賃金協定:+2,000円の改善(付帯事項付き)	別途確定	5.8ヵ月	3.0ヵ月	2.8ヵ月
ダイハツ	37.9	15.7	1.3	10,776	賃金水準維持 +賃金改善分3,000円	○	○	5.0+0.5	2.7	2.8	賃金水準維持 +賃金改善分1,500円	60歳以降再雇用:10円/時 賃金改善する	○	5.3ヵ月+5万円	2.6ヵ月+2.5万円	2.7ヵ月+2.5万円
富士重工	37.4	15.9	1.0	13,308	賃金体系維持分 +賃金改善分3,000円相当	○	299,866	5.0+1.0+0.5	2.5+0.5+0.25	2.5+0.5+0.25	賃金体系維持分 +賃金改善分1,300円相当	60歳以降再雇用:一般組合員同様比率(賃金改善)で年収ベースでの改善をおこなう。	別途確定	6.5ヵ月	3.25ヵ月	3.25ヵ月
いすゞ	39.1	17.9	0.9	6,605	3,000円	○	329,400	6.2	3.1	3.1	1,500円	60歳以降再雇用:日給50円の引き上げ	別途確定	6.1ヵ月	3.1ヵ月	3.0ヵ月
日野	33.4	11.8	0.7	9,345	定期昇給分 +賃金改善分3,000円	○	343,693	6.0	3.0	3.0	定期昇給分 +賃金改善分1,500円	60歳以降再雇用:一時金については組合員と同一の月数相当の金額とする	別途確定	6.0ヵ月 1,616,200円	3.0ヵ月 808,100円	3.0ヵ月 808,100円
ヤマハ発動機	40.2	16.8	1.14	9,177	賃金改善分3,000円	○	○	6.1	3.05	3.05	賃金改善分1,500円	定年再雇用:正規従業員 賃金改善分相応の処遇改善	別途確定	6.0ヵ月	3.0ヵ月	3.0ヵ月
日本特殊陶業	36.5	14.4	1.0	5,429	制度維持分 +賃金改善分3,000円	○	318,700	4.0+2.0+0.8	-	-	制度維持分 +賃金改善分1,500円	雇用継続の組合員:賃金改善分1,000円	別途確定	6.0ヶ月+24万円	-	-
12組合	38.6	16.4	1.0	217,315 (合計)	-	-	-	6.08	-	-	-	-	-	-	-	-
内、メーカー11組合	38.7	16.6	1.0	211,886 (合計)	-	-	-	6.01	-	-	-	-	-	-	-	-

*個別賃金については、「技能職中堅労働者(中堅技能職)(注)」を銘柄とする。
 *個別賃金の要求欄が「○」の組合は、要求は行わぬ水準は非公開。
 (*1)「○」の組合は、非正規労働者の取り組みに関して、賃金・一時金をはじめとする処遇改善を要求。
 また企業内最低賃金についても、協定締結などの取り組みを行う。
 (*2)前年度到達水準が維持されることを確認する(参考値)
 (*3)()は回答水準の置き換え(組合換算値)

(注)「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、
 普熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、
 後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、
 熟練作業員あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。